



賃金未払いを許さない！！シリーズ④ 団体交渉で会社は「賃金未払い・コンプライアンス違反」を認める！

～この間の団体交渉で明らかになったこと～

●2023年10月13日の団体交渉では…、

組合は、吉田駅での乗務員による作業において「労働時間の設定誤り」を指摘。会社は「状況を確認し後日、回答を行う」とする。

●2023年10月26日の団体交渉では…、

会社より「留置車両を活かす時間がついていなかった。」「調査を進め、必要な対応を行っていく」ことの回答が示される。

組合は、「賃金未払い」が発生したこと、これは「改ざん」であることを強く指摘する。これに対して、会社は「わざとではないことは強調したい」と改ざんをこの時点では認める。

さらに、組合はこの事象に対して「コンプライアンス違反なのか？」と問うと、会社は「払われていないのでそうなる」と、コンプライアンス違反を認める。

●2024年5月14日の団体交渉では…、

会社は、「悪意はないので、改ざんという言葉を使うべきではない」「繰り返し発生させなければ違法ではない」との認識を示す。

このような会社の認識は世間には通用しません！ 次号では、会社運営のおかしさに迫ります。